

## 審判研修会資料

### I R2 全日本剣道選手権大会予選会に向けた審判研修会（北信越地区 R2.12/12 開催）資料

#### 【新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な試合・審判法】

1. 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら、大会毎に大会実施要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 試合者は鏝競り合いを避ける。接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）は認める。やむを得ず鏝競り合いとなった場合、試合者はただちに分かれる。審判員は鏝競り合いを解消しない場合には、ただちに「分かれ」を宣告する。また、1) 意図的な「時間空費」 2) 「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則し反則と判断する。

[上記3における解説及び統一事項]

#### ① 「分かれ」⇒「はじめ」の宣言の仕方

- ・審判員は選手の手先取りをして移動する。特に主審は先取りをしないと試合者の中央で「分かれ」を宣告することが困難になる。状況により「分かれ」の宣告が試合者の中央で宣告できない場合もあるが「始め」の宣告は必ず両試合者の中央の位置で行う。
- ・「分かれ」は主審の裁量で判断し宣告する。
- ・完全に剣先が触れない位置まで分かれさせる。

#### ② 「分かれ」を宣告する機会（時期）

- ・『ただちに「分かれ」を宣告する』とは特に秒数は設けていない。
- ・機械的にすぐに「分かれ」を宣告すると試合者は「分かれ」の宣告を待つことになり、「分かれ」を多発することになる。
- ・試合者は鏝競り合いになった瞬間、技が出ない場合は積極的に分かれる努力をすることが重要である。
- ・打突動作から鏝競り合いになり「縁が切れ」、分かれな場合は直ちに「分かれ」を宣告する（主審の裁量）
- ・相互に分かれようとしている途中の打突は有効打突とはしない。場合によっては合議の上、反則を適用する。特に一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する場合や分かれようと思わせて打突する場合等  
(色々な状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
- ・どちらか一方が分かれようとしないうち、或いは分かれようとしている相手に接近していく行為が見られた場合は、合議の上、反則を適用する。（主審の裁量）
- ・意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為は、試合審判規則第1条に則し、合議の上、反則を適用する。

上記「鏢競り合い」や意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近するような行為については、審判員の裁量だけで運用するのは困難であり、事前に試合者に対して、十分に指導、徹底することが重要である。

4. 審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入退場の際は1メートル以上の間隔を空けて行う。現行では主審と副審の袖と袖が触れるは触れないかの距離であったが、主審と副審の袖と袖の間隔を1メートル以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。（副審の定位置に行く）
5. 合議は1メートル以上間隔を空けて行う。
6. 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は1メートル以上間隔を空ける。  
次回審判員の座席も1メートル以上の間隔を空ける。
7. 試合者、審判員は試合中マスクを着用する。それ以外の開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。マスクは口鼻を隠し、正しく装着する。また、審判旗は各自で持参して使用する。

#### 【竹刀検査】

竹刀検査は三密状態になりやすく感染リスクが高まるので、下記の点に留意して実施する。

（例）

1. 検査を受ける者はマスクを着用する。
2. 検査員はマスクと使い捨て手袋を着用する。
3. アクリル板等で検査員と検査を受ける者を仕切る。
4. 検査➡退場のルートを一方通行にする等工夫する。
5. 待機時に間隔をとる。（床にテープを貼る等、位置決めをする）

## II 本予選会における「I」に関わる申し合わせ事項

### 1 鏢競り合いについて

(1) 感染予防（密接の回避）の観点から、試合者は「鏢競り合い」を避ける。

①やむを得ず「鏢競り合い」になった場合は、審判員の「分かれ」を待たずに、試合者がお互いにただちに分かれるように努める。

②「鏢競り合い」から引き技は出さない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

ただし、接触した瞬間の引き技及び体当たりからの技（発声を含む）は認める。

(2) 「鏢競り合い」から分かれる際には、以下の点に留意する。

①一歩ずつ数回に分けて下がろうとせず、速やかに間合いを切る。（お互いの剣先が完全に触れ合わない位置まで）間合いを切った後は一旦静止する。

→静止しなかったときは、主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

②相手の竹刀を故意に裏交差にしたり、払ったりすることはしない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

③相手が下がるのを待たず自分も必ず下がる。また、下がろうとしている相手に近づいていない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

④分かれている途中の打突、下がっている相手を追い込んでの打突はしない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

## 2 意図的な「時間空費」「防御姿勢（勝負の回避）」による相手に接近する行為について

(1) 以下の点に留意する。

①打突をせずに構え（中段、上段に関わらず）を崩した状態で相手に接近しない。また、そこから「鏝競り合い」にならない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

②近間の攻防において、有効打突につながらない打突をしない。

→主審の裁量により、合議の上、反則になる場合がある。

## 3 試合時間について

(1) 試合時間5分、勝負が決しない場合は3分の延長戦を3回行ったのち休憩を入れる。

## 4 感染予防用具について

(1) 試合者は、試合中にマウスシールドを着け、面マスクで口鼻を隠す。鼻を出した状態では下にずれてくる可能性が高いので注意する。

## 5 審判員の留意点について

(1) 以下の点に留意する。

① I、IIの内容についてよく理解し、適切な審判を心がける。

→特に、有効打突の判定、「鏝競り合い」における「分かれ」、反則の適用

②試合場境界線際で試合者同士がもつれたときは早めに「止め」をかける。

③試合中、試合者の面マスクがずれて口鼻が出た場合は「止め」をかけ、試合者に対して直すように指示する。